

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり

一般事業主行動計画を策定する。

計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の 5 年間
------	--

目標 1	労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間を 10% の削減を目指す。
取組内容	令和 7 年 4 月～ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間を 10% の削減を目指す。

目標 2	有給取得率について、一人当たり 90%以上を目指す。
取組内容	令和 7 年 4 月～ 取得率の低い部署へ通知を行い、業務の分担や見直しを指示する。 取得率の低い職員に対して、個別に取得を促す。